

日本統計学会小川研究奨励賞規程

(目的)

第1条 若手の統計学研究を奨励するため、日本統計学会小川研究奨励賞（英名：JSS Ogawa Award）を設ける。

(対象範囲)

第2条 授賞対象者は、次に掲げるいずれかの要件を満たす研究活動の成果の主たる著者とする。

- (1) 過去3年程度に内外の統計学関係の学術誌上で出版された単著あるいは共著の論文
 - (2) 過去3年程度に出版された統計学に関する図書、ならびに統計学関連の研究成果を著した図書
- 2 授賞の対象となる者は、日本統計学会の正会員もしくは学生会員であって、推薦書を受領した時点において35歳未満の者とする。
- 3 授賞対象は、原則として毎年1名とし、過去もしくは当該年度において「日本統計学会研究業績賞」の授賞対象となった論文は対象としない。

(選考方法)

第3条 授賞対象となる論文・図書は、日本統計学会に設けた選考委員会が会員からの推薦を受けて選考する。選考委員会は、日本統計学会会長、前会長、理事長、Japanese Journal of Statistics and Data Science 担当理事、日本統計学会和文誌編集担当理事、及び会長が推薦し社員総会が承認した者若干名により構成する。

- 2 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 最終選考は他の学会賞選考委員会との合同委員会における調整を経て決定する。

(賞の内容)

第4条 受賞者には、賞状並びに副賞として賞金及び小川論文集を授与する。

(発表方法)

第5条 選考委員会は、選考結果を日本統計学会社員総会及び会員大会に報告し、大会期間中に授賞式を行う。

(付記)

第6条 日本統計学会小川研究奨励賞は、小川潤次郎 Calgary 大学名誉教授逝去に伴い、統計学研究奨励小川基金会から基金の寄付を受け第15回以降日本統計学会が行うことになった。受賞者名、受賞論文題目は、授賞式次第とともに御遺族宛に通知する。

付則

1. 本規程は2000年11月11日より施行する。
2. 本改定版は2018年3月4日より施行する。
3. 本改定版は2018年6月10日より施行する。
4. 本改定版は2021年6月12日より施行する。